

建交労

ひかい

2025年7月号

発行：建交労 No.256

岐阜農林建設連合支部

〒501-4234

郡上市八幡町五町1-4-15

電話 0575-67-1582

すべての労災・職業病の根絶をめざす

じん肺アスベスト被害の根絶をめざす

2025年(第36回)

なくせじん肺全国キャラバンを成功させよう!

6月14日、なくせじん肺全国キャラバンの第3回全国実行委員会が開かれました。リモートで参加しました。

最初に全国トンネルじん肺根絶訴訟や建設アスベスト訴訟など現在係争中の裁判について報告がありました。

三井金属神岡じん肺訴訟について岡本浩明弁護士が、被告の主張への反論を終え今後証拠調べに入っていく予定であることを報告しました。

2025年キャラバンは、10月1日から24日まで行われます。各地の運動の準備状況は、これから日程など具体化するところが多かったです。

私たちは、24日に被告三井金属株に解決を迫る要請を行うことを報告しました。

その後、厚労省をはじめ各省庁の要請内容について熱心な検討がおこなわれました。

国は、来年度にじん肺診査ハンドブックの改訂を予定しています。

拙速な改訂が行われればじん肺被災者の救済や補償が大きく改訂問題をどのように対処し

ていくのかについて議論しました。

国の改訂(案)の問題点を明らかにするために医師を招いて学習会を行うことが計画されました。

学習会で知識を深め、改悪をゆるさない運動につなげていきます。

次回、実行委員会8月21日開催予定です。

キャラバン開始まで、残すところ3か月となりました。

すべての職業病の根絶をめざして本年度もみんなでキャラバン行動を頑張りましょう。



昨年のキャラバンより

三菱長船じん肺・アスベスト第4陣訴訟

著しく不当な判決に全国から怒りの声！

CTでのじん肺否定は許されない！

6月10日、福岡高裁第1民事部高瀬順久裁判長は、三菱長船じん肺アスベスト第4陣訴訟で被災者3名全員のじん肺を否定し、原告の請求をすべて棄却する判決を言い渡しました。

この裁判は、三菱重工工業長崎造船所で働いていた元従業員1名と元従業員の遺族2名が、じん肺に罹患したのは会社が粉じん対策を怠ったためとし、賠償を求めたものです。

3名全員がじん肺管理区分決定を受けており、国がじん肺であることと認めています。

じん肺管理区分は厳格に決定されているので、3名のじん肺罹患は疑う余地がありません。

しかし、裁判所は、じん肺管理区

分の決定により、じん肺に罹患したとの事実が推認されても、民事裁判では、じん肺管理区分決定だけでなくCT画像や各種検査等を総合的にみてじん肺罹患を判断すべきだと示しました。

その上でCT画像でじん肺になったと認められないと判断しました。

福岡高裁の判決は、これまで積み重ねられてきたじん肺管理区分決定の医学的に高い信用性を簡単に否定する一方、未だじん肺罹患の判断に於いて有用性が確立もしていないCT画像でじん肺被害を否定しました。

3名の原告のじん肺被害を切り捨てる判決であり、極めて不当な判決です。

全国のじん肺被災者からも怒りの声が大きく上がりました。

三菱長船の原告のみなさんはこの判決を到底受け入れることができないと最高裁に上告して闘い抜くことを表明しました。

わたしたちもこの闘いを我がことと捉え、原告のみなさんと共に闘います。



不当判決を伝える
武藤智浩弁護士

全国トンネルじん肺根絶第8陣訴訟 東京地裁第2回口頭弁論

提訴から1年以内での解決を

6月16日(月)

17日(火)全

況に關して意見
を述べました。

議院議員要請を
行い、ずい道等

国トンネルじん

弁論終了後に

建設労働者健康

肺根絶第8陣訴

は場所を衆議院

情報管理システ

訟東京地裁第2

第1議員会館大

ム推進や特定じ

回口頭弁論およ

会議室に移動し、

ん肺労働者に対

び国会議員要請

報告・学習会が

する給付金の支

が行われました。

行われました。

給等に関する法

東京地裁第2

報告で原告団

律案創設実現へ

回口頭弁論では、

代表の広沢裕俊

むけた支援を要

トンネル工法の

さんは「言葉で

請しました。

DVDを観た後、

は伝えきれない

月6日の予定で

原告代理弁護士

苦しみを、裁判

す。

の上山信一弁護

官に届けること

次回弁論は8

士がトンネル工

ができたのでは

ないか、全員が

法と粉塵発生・

救済される日を

目指して、一歩

暴露に關する準

に基づき、山岳

一步進んでいき

トンネル工法の

たい」と訴えま

した。

基本作業と粉塵

翌17日には参

報告する広沢原告代表

の発生・暴露状

翌17日には参

報告する広沢原告代表



報告する広沢原告代表

三井金属神岡鉱山じん肺訴訟第3陣

傍聴応援をお願いします 第15回 口頭弁論 7月2日11時～ 岐阜地方裁判所304号法廷

療養モラル4基準

1. 不正請求を絶対しない。

事実と法令の定めにしたがって請求する。

2. 療養妨害をしない。

社会復帰の努力をおこなう。

3. 主治医の指導のもとに社会復帰計画を立てる。

4. 地域で信頼される生活態度に努力する。

2025年6月の活動報告

- 6/4 神岡じん肺裁判 弁護団会議
 6/5 新規検査
 6/6～8 建交労フェスタ
 6/13 神岡じん肺裁判 闘争本部会議
 6/14 なくせじん肺キャラバン実行委員会
 6/16～17 トンネルじん肺裁判 東京行動
 6/25 労働委員会 傍聴
 6/26 受診付添
 6/27 労働委員会 傍聴
 6/29 疫学リサーチセンター 総会
 6/30 神岡じん肺裁判 弁護団会議

- @リモート参加
 @東濃厚生病院
 @広島県
 @郡上市文化センター
 @リモート参加
 @東京都
 @岐阜県庁
 @光陽生協クリニック
 @岐阜県庁
 @リモート参加
 @リモート参加

2025年7月の活動予定

- 7/2 神岡じん肺裁判 口頭弁論 11時～ 304号法廷
 7/10 なくせじん肺キャラバン 学習会
 7/14 尾形行政訴訟 進行協議 ※傍聴はできません
 7/16 トンネルじん肺根絶訴訟 弁論
 7/23～24 全国労災職業病部会 総会
 7/25 振動障害検査

- @岐阜地方裁判所
 @リモート参加
 @福井地裁
 @東京都
 @光陽生協クリニック

編集後記

連載企画 超大型ロードストーリー

ほんまかいなく花の大阪珍道中

【サンタマリア】の巻

海遊館で待望のジンベイちゃんとの対面を果たし、まったりぼーっとタイムを過ごした後は、ぼーとならぬクルーズ船サンタマリアに乗船だ！

「海遊館 西はとばから出港し、大阪港内を周遊します。海風を感じながら、日々の忙しさを忘れる程ゆったりとした時間をお過ごしいただけます。」とのうたい文句にたがわず、海風を感じながらゆったりとしたクルージングが始まった。

あゝ気持ちいいなあゝゝゝ……

思い起こせばこの乗船に至るまでには様々な困難があった、海遊館とセット割チケットに記されていたサンタマリアの言葉、最初は何のことか全くわからずあっちゃこっちゃグーグル先生のお助けに頼りながらもなんとか観光クルーズ船である事が判明、乗船当日には自分のすつとこ勘違いで出発時間を大幅に間違えて、出航時間に間に合わないよー！と焦りながらも海遊館にたどり着いた時には出航予約時間のタイムアウトで一度は乗船を完全に諦めていたことなど……。

日頃の喧騒(かなりのどか)を離れしばし潮風を感じながらあのでんやわんやがめでたく収まったことにホッとして、この先のノープランの旅がハッピーなものになる事を願うばかりであった……。 なんて思っていると大陸育ちのクルーでほぼ満杯のデッキにハツとして、やっぱ大阪って街だなーって思っちゃいました。

次回 連載企画 超大型ロードストーリー

ほんまかいなく花の大阪珍道中

【えっ！】の巻につづく